

差 止 請 求 書

令和8年7月14日

〒556-0011

大阪市浪速区難波中2丁目1番地7号6F

株式会社即決営業

代表取締役 森 裕 也 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理 事 長 松 久 三 四 彦

電 話 011-221-5884

FAX 011-221-5887

冠省

当法人は消費者契約法13条に定める内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当法人は、株式会社即決営業（以下「被請求人」といいます。）に対して、消費者契約法41条1項に基づく事前の差止請求として、下記のとおり、請求いたします。請求の要旨及び紛争の要点の内容が大部にわたるため、本書面にその内容を記載しました。本書面及び別途発送する書面が被請求人に通常到達すべき時から1週間を経過した後は、当法人は、本請求に係る訴えを提起することができます。

本請求に対する被請求人のご対応につきまして、本書面が被請求人に到達した後1週間以内に当法人宛てに文書にてご回答くださいますよう、お願いいたします。

なお、本請求に対する被請求人からの回答の有無及び回答内容は公表いたしますので、ご了承ください。

記

第1 訴え提起予定の裁判所

札幌地方裁判所

第2 請求の要旨

当法人は、被請求人に対して、大要、以下の請求をします。

- 1 被請求人は、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）2条3項に定める電話勧誘販売に関し、商品購入契約または役務提供契約の締結について勧誘するに際し、またはこれら契約の解除を妨げるため、これら契約に特商法24条の適用がない旨を告げないこと。
- 2 被請求人は、その従業員らに対し、別紙1の内容を記載した書面を配布すること。

- 3 被請求人は、特商法 2 条 1 項に定める訪問販売に関し、商品購入契約または役務提供契約の締結について勧誘するに際し、またはこれら契約の解除を妨げるため、これら契約に特商法 9 条の適用がない旨を告げないこと。
- 4 被請求人は、その従業員らに対し、別紙 2 の内容を記載した書面を配布すること。
- 5 被請求人は、消費者との間で、商品購入契約または役務提供契約を締結するに際し、別紙 3 契約条項目録記載の契約条項を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 6 被請求人は、前項の意思表示が記載された契約書書式及び同書式を含む電磁的記録を廃棄せよ。

第 3 紛争の要点

紛争の要点は、下記のとおりである。

記

1 用語

- (1) 被請求人が使用している契約条項のうち、「第 1 条（商品購入契約締結について）」から始まる契約条項については、以下「商品購入契約」という。
- (2) 同じく「第 1 条（役務提供の契約締結について）」から始まる契約条項については、以下「役務提供契約」という。
- (3) 上記 2 契約を総称して、以下「本件契約」という。

2 被請求人が電話勧誘販売につきクーリング・オフ妨害を行っていることの差止請求

(1) 被請求人が電話勧誘販売を行っていること

ア 被請求人は、消費者に対し、Web 会議ツールを用いたオンラインのコンサルティングに参加するための URL を送信し、消費者が当該 URL を用いてコンサルティングに参加すると、本件契約の締結について勧誘を行い、契約を締結している。

イ 特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）2 条 3 項の「電話をかけ」とは、電話により通話状態に入ろうとすることを指しており、「電話」には狭義の電話のみならず、インターネット回線による通話も含まれ、事業者が URL を送った場合「電話をかけ」に該当する（消費者庁 Web サイト「特定商取引法ガイド・電話勧誘販売の解釈に関する Q & A」の A 5 参照）。したがって、かかる方法での本件契約の締結は、特商法の「電話勧誘販売」に該当し、同法の規制を受けるものである。

(2) 契約書面にクーリング・オフに関する記載等がなかったこと

特商法 1 9 条 1 項においては、電話勧誘販売における契約書面にはクーリング・オフに関する事項を記載しなければならないとされている（同項の引用する同法 1 8 条 1 項 5 号）。

しかし、令和 6 年 8 月 3 1 日以前に被請求人が使用していた契約書面については、当該記載を一切欠いていた。

したがって、少なくとも、同日以前に被請求人と電話勧誘販売により本件契約をした消費者については、現時点においてもクーリング・オフ期間は経過していない。

(3) 被請求人従業員がクーリング・オフの適用につき不実の告知を行っていること

当法人が入手した情報によれば、被請求人従業員は、本件契約にあたり、特商法の適用がある顧客に対して、本件契約はクーリング・オフできないと告げている。また、被請求人従業員は、特商法の適用があり、クーリング・オフ期間の経過していない顧客に対して、消費者から本件契約解除の申出があった際に、本件契約はクーリング・オフできないと述べている。これらは特商法21条1項5号につき不実を告知したことになる。

(4) よって、当法人は、被請求人に対し、特商法58条の20第1項に基づき、電話勧誘販売に関し、本件契約の締結について勧誘するに際し、または本件契約の解除を妨げるため、本件契約に特商法24条の適用がない旨を告げることの差し止めを請求する。

また、予防に必要な措置として、被告の従業員に対して、別紙1のとおり、特商法24条につき不実を告知しないよう注意喚起の文書を配布することを請求する。

3 被請求人が、訪問販売につきクーリング・オフ妨害を行っていることの差止請求

(1) 被請求人が訪問販売を行っていること

ア 被請求人は、被請求人営業所における無料もしくは1000円などごく低額の個別セミナーを勧誘し、これに応じて訪れた消費者に対し、個室でのセミナー後に支払総額が約100万円から数百万円となる本件契約の締結について執拗に勧誘し、契約を締結している。

なお、被請求人は、個別セミナーへの勧誘に当たり、商品の説明もすると告げる場合もあるが、商品の具体的内容及び上記のような極めて高額な商品であること、説明にとどまらず契約勧誘も行うということは告げていない。

イ かかる勧誘態様は、特商法2条1項2号・特商法施行令1条1号に定める訪問販売（販売目的隠匿型アポイントセールス）に該当する。商品の説明もするとは告げていた場合であっても、商品内容や価格等の詳細を告げられないまま来訪に導かれ、さらには説明にとどまらず執拗な勧誘を行いその場で契約に至らせている点において、訪問販売の規制趣旨である不意打ち性があり、販売目的隠匿型アポイントセールスに該当する。

(2) 契約書面にクーリング・オフに関する記載等がなかったこと

特商法5条1項においては、訪問販売における契約書面にはクーリング・オフに関する事項を記載しなければならないとされている（同項の引用する同法4条1項5号）。

しかし、被請求人が使用していた契約書面については、当該記載を一切欠いていた。したがって、被請求人と訪問販売により本件契約をした消費者については、現時点

においてもクーリング・オフ期間は経過していない。

(3) 被請求人従業員がクーリング・オフの適用につき不実の告知を行っていること

当法人が入手した情報によれば、被請求人従業員は、本件契約にあたり、特商法の適用がある顧客に対して、本件契約はクーリング・オフできないと告げている。また、被請求人従業員は、特商法の適用があり、クーリング・オフ期間の経過していない顧客に対して、消費者から本件契約解除の申出があった際に、本件契約はクーリング・オフできないと述べている。これらは特商法6条1項5号につき不実を告知したことになる。

(4) よって、当法人は、被請求人に対し、特商法58条の18第1項に基づき、訪問販売に関し、本件契約の締結について勧誘するに際し、または本件契約の解除を妨げるため、本件契約に特商法9条の適用がない旨を告げることの差し止めを請求する。

また、予防に必要な措置として、被告の従業員に対して、別紙2のとおり、特商法9条につき不実を告知しないよう注意喚起の文書を配布することを請求する。

4 無効な契約条項の差し止め請求

(1) 商品購入契約について

ア 第4条について

第4条2～4項では、顧客に支払遅滞があった場合に、督促文書送付費用、訪問費用等を徴収する旨定めている。

しかし、第3条において、支払遅滞の場合に年14.6%の割合による遅延損害金の支払義務を顧客に課している以上は、それに上乗せした損害賠償額の予定を定める本条項は消費者契約法9条1項2号に該当し無効である。

イ 第5条について

第5条は「(契約の申込みの撤回(契約の解除)に関する事項について) 1 申込者は弊社に対して、申込時の手付金、預かり金、デポジット金を含む、いかなる返金も受ける権利は無い事とします。」と定めている。

しかし、民法の規定によれば、被請求人の債務不履行により顧客が契約を解除した場合、顧客は被請求人に対し既払金の返還を求めることができる。したがって、本条項は、任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限しており、消費者契約法10条前段に該当する。

また、本条項は、消費者と事業者との間にある情報・交渉力の格差を背景として、任意規定によって消費者が本来有しているはずの利益を、信義則に反する程度に両当事者の衡平を損なう形で侵害するものといえる。

よって、本条項は、民法1条2項の基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条後段に該当する。

以上の通り、本条項は、消費者契約法10条に該当し、無効である。

ウ 第8条及び第11条について

第8条では、1項において「弊社は、申込者が本商品を購入したことに関わるいかなる損失や損害に関しても、弊社の責任は無いものとし、申込者は弊社に対して損害賠償請求を行う権利はないものとします。」、2項において「申込者が、本商品を購入したことが理由で、利益、収益、収入、仕事、名声または信用を失い、もしくは同様に、期待していた貯金、機会または使用权を失った場合、弊社はそのいずれに関しても責任がないものとします。」と定めている。

また、第11条では、2項において「本契約の決断の結果として申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害についても弊社の責任は無いものとします。」と定めている。

しかし、これらの条項は、被請求人の商品販売において、消費者に対する債務不履行もしくは不法行為があった場合においてもその責任の全部を免除するものであり、消費者契約法8条1項1号及び3号に該当し無効である。

エ 第12条について

第12条は、本契約についての顧客との訴訟につき、被請求人の本社を管轄する簡易裁判所地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする旨定めている。

この点、民事訴訟法11条1項によれば、紛争当事者は、第一審に限り、合意によって管轄裁判所を定めることができるとされている。そして、被請求人の本社所在地（大阪市）を管轄する裁判所は、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所となる。

しかし、被請求人はインターネットを利用して全国の消費者と契約している。そうであれば、被請求人との間で法的紛争に及んだ消費者は、その居住地によっては、遠方の裁判所まで出頭する負担やそれに付随する多額の実費負担を余儀なくされるおそれがある。

加えて、消費者から被請求人に対して、契約上の債務不履行に基づく金銭請求を行う場合、消費者は、本来であれば義務履行地である自身の住所地を管轄する裁判所に訴訟提起することが可能であるが（民事訴訟法5条1号、民法484条1項）、本条項によれば、消費者は、かかる場合であっても、あくまで被請求人の本社所在地を管轄する裁判所（場合によっては遠方の裁判所）に訴訟提起することを余儀なくされる。

したがって、本条項は、任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限しており、消費者契約法10条前段に該当する。

また、本条項は、消費者と事業者との間にある情報・交渉力の格差を背景として、任意規定によって消費者が本来有しているはずの利益を、信義則に反する程度に両当事者の衡平を損なう形で侵害するものといえる。

よって、本条項は、民法1条2項の基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条後段に該当する。

以上の通り、本条項は、消費者契約法10条に該当し、無効である（仙台高判令

3・12・16判時2541・5参照)。

オ 第13条及び第17条について

第13条は、顧客の債務不履行により被請求人が損害を被った場合は、顧客は少なくとも商品価格の倍額又は100万円（特典商品の場合）の賠償義務を負う旨定めている。

また、第17条は、1項において顧客が被請求人から購入又は無料特典として交付されたコンテンツの転売等を禁じるとともに、2項及び3項において、これを転売等した場合は、被請求人に対し商品価値の3倍又は100万円（無料特典の場合）を支払う旨定めている。

この点、民法416条は、債務不履行の損害賠償について相当因果関係のある損害の賠償と定めているところ、これらの条項では、実損害と関わりなく上記のとおり極めて高額な損害賠償額を定めており、任意規定の適用による場合に比し、消費者の義務を加重しており、消費者契約法10条前段に該当する。

また、これらの条項は、消費者と事業者との間にある情報・交渉力の格差を背景として、任意規定によって消費者が本来有しているはずの利益を、信義則に反する程度に両当事者の衡平を損なう形で侵害するものといえる。

よって、これらの条項は、民法1条2項の基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条後段に該当する。

以上の通り、これらの条項は、消費者契約法10条に該当し、無効である。

(2) 役務提供契約について

ア 第4条について

商品売買契約第4条と同様の条項であり、(1)アで述べたのと同様の理由により無効である。

イ 第5条5項について

第5条5項は、「申込者からの解約は、申込者において長期の疾病等により研修を受講できない等、当社の商品を利用することができないやむを得ない事情があることを弊社が確認した場合に限り可能とします。」としている。

しかし、民法の規定においては、準委任契約の解除には制限がなく、被請求人が認めない限り顧客側からの解除はできないとの規定は、任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限しており、消費者契約法10条前段に該当する。

また、これらの条項は、消費者と事業者との間にある情報・交渉力の格差を背景として、任意規定によって消費者が本来有しているはずの利益を、信義則に反する程度に両当事者の衡平を損なう形で侵害するものといえる。

よって、これらの条項は、民法1条2項の基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条後段に該当する。

以上の通り、これらの条項は、消費者契約法10条に該当し、無効である。

ウ 第6条、第7条について

第6条は、被請求人から契約解除した場合を除き、顧客はいかなる返金も受ける権利は無い旨定めている。

また、第7条は、3項において、顧客からのキャンセルについては、イベント開催日364日以内及び研修日程未定でのキャンセル申し出の場合は商品代金(消費税・分割手数料含む)の100%、イベント開催日365日前までのキャンセル申し出の場合は商品代金(消費税・分割手数料含む)の75%と定めている。

これらの条項は、契約解除の違約金を定めるものであるところ、イベント日の365日前ころの解約により被請求人に生じる平均的損害が契約額の75%や100%であるということはおよそ考え難いことである。

したがって、本条項は、消費者契約法9条1項1号に該当し無効である。

エ 第8条について

第8条は、1項及び2項において、被請求人は日時・場所・講師を変更できるものとしたうえで、3項においては、「イベントの開催場所・日時・講師が変更されたことによって、申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害については、申込者の責任とし、弊社の責任は無いものとします。」と定めている。

しかし、イベントの開催場所・日時・講師はイベント参加契約の内容であり、本条項は、その変更すなわち当初契約の不履行により生じた消費者に生じた損害について、その責任を全て免除する内容であり、消費者契約法8条1項1号に違反し無効である。

オ 第12条1～4項、第15条2、3項について

商品購入契約第8条及び第11条と同様の条項であり、(1)ウ項で述べたのと同様の理由により、本条項は無効である。

カ 第16条について

商品購入契約第12条と同様の条項であり、(1)エ項で述べたのと同様の理由により、本条項は無効である。

- (3) よって、当法人は、被請求人に対し、別紙3契約条項目録記載の内容を含む意思表示の差止を請求する。

草々

(別紙1)

従業員各位

株式会社即決営業
代表取締役 森裕也

弊社は、札幌地方裁判所令和8年(ワ)第○号不実告知差止等請求事件において、弊社が、WEBでの勧誘を含む概念である「電話勧誘販売」で契約を勧誘する際及び同契約者がクーリング・オフを申し出た際に、クーリング・オフはできないとの不実を告知してはならないと命じられましたので、今後このような際にかかる告知を行わないでください。

(別紙 2)

従業員各位

株式会社即決営業
代表取締役 森裕也

弊社は、札幌地方裁判所令和 8 年（ワ）第○号不実告知差止等請求事件において、弊社が、契約勧誘目的を告げずに来訪を要請した顧客への販売を含む概念である「訪問販売」で契約を勧誘する際及び同契約者がクーリング・オフを申し出た際に、クーリング・オフはできないとの不実を告知してはならないと命じられましたので、今後このような際にかかる告知を行わないでください。

（別紙３）契約条項目録

商品購入契約

第４条

２．申込者の支払遅滞に対する弊社からの内容証明郵便の送付、銀行口座振替用紙の再送付、コンビニ支払用紙などを再送付したときは、各手続１回につき３万円（別途消費税）を限度として弊社が定める額を申込者は弊社に支払う事とします。

３．弊社が申込者自宅及び職場への訪問集金を実施した際には、申込者は訪問回収手数料として、訪問回収１回につき１万円（別途消費税）とそれにかかった実費交通費を弊社に支払う事とします。

４．弊社が申込者又は連帯保証人に対して支払い督促を実施した場合、申込者はそれに要した費用を弊社に支払わなければならない事とします。

第５条

申込者は弊社に対して、申込時の手付金、預かり金、デポジット金を含む、いかなる返金も受ける権利は無い事とします。

第８条

１．弊社は、申込者が本商品を購入したことに関わるいかなる損失や損害に関しても、弊社の責任は無いものとし、申込者は弊社に対して損害賠償請求を行う権利はないものとし
ます。

２．申込者が、本商品を購入したことが理由で、利益、収益、収入、仕事、名声または信用を失い、もしくは同様に、期待していた貯金、機会または使用权を失った場合、弊社は
そのいずれに関しても責任がないものとします。

第１１条

２．本契約の決断の結果として申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害に
ついても弊社の責任は無いものとします。

第１２条

本契約についての紛争が生じた場合、訴額の如何に関わらず、弊社の本社を管轄する簡
易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに、弊社及び申込者は
同意するものとします。

第１３条

申込者が確認書の合意事項を破り、弊社に損害を与えた場合において、申込者が善意で
重大な過失がないときでも、その商品の倍額（特典商品の場合は１つの商品につき百万円）

を弊社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害額を超える部分については、それを加算して申込者は弊社に賠償して支払うものとします。

第17条

2. 申込者が本条に違約し、弊社から購入したコンテンツを再販・転売・譲渡した場合には、申込者は違約金として商品価値の三倍を弊社に速やかに支払うものとします。

3. 申込者が本条に違約し、弊社から無料特典として受諾したコンテンツを再販・転売・譲渡した場合には、申込者は違約金として1つの商品につき百万円を弊社に速やかに支払うものとします。

役務提供契約

第4条(費用の負担について)

2. 申込者の支払遅滞に対する弊社からの内容証明郵便の送付、銀行口座振替用紙の再送付、コンビニ支払用紙などを再送付したときは、各手続1回につき3万円(別途消費税)を限度として弊社が定める額を申込者は弊社に支払う事とします。

3. 弊社が申込者自宅及び職場への訪問集金を実施した際には、申込者は訪問回収手数料として、訪問回収1回につき1万円(別途消費税)とそれにかかった実費交通費を弊社に支払う事とします。

4. 弊社が申込者又は連帯保証人に対して支払い督促を実施した場合、申込者はそれに要した費用を弊社に支払わなければならない事とします。

第5条

5. 申込者からの解約は、申込者において長期の疾病等により研修を受講できない等、当社の商品を利用することができないやむを得ない事情があることを弊社が確認した場合に限り可能とします。

第6条

1. 第5条に準拠した弊社から解約通知があった場合を除き、申込者は弊社に対して、申込時の手付金、預かり金、デポジット金を含む、いかなる返金も受ける権利は無い事とします。

第7条

3. キャンセル確定時、申込書は弊社に下記のキャンセル料金を弊社に支払う事とします。

・イベント開催日364日以内及び研修日程未定でのキャンセル申し出の場合は商品代金(消費税・分割手数料含む)の100%

・イベント開催日 3 6 5 日前までのキャンセル申し出の場合は商品代金(消費税・分割手数料含む)の 7 5 %

第 8 条

1. イベントの開催日時、開催場所については、参加人数などの状況によって、弊社はメールもしくは電話によって申込者に通知することで、無条件で変更できる事とします。
2. 講師の変更については、弊社は申込者に予告なく変更できる事とします。
3. イベントの開催場所・日時・講師が変更されたことによって、申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害については、申込者の責任とし、弊社の責任は無いものとします。

第 1 2 条

1. 弊社は、申込者が本商品を購入したことに関わるいかなる損失や損害に関しても、弊社の責任は無いものとし、申込者は弊社に対して損害賠償請求を行う権利はないものとします。
2. 申込者が、本商品を購入したことが理由で、利益、収益、収入、仕事、名声または信用を失い、もしくは同様に、期待していた貯金、機会または使用权を失った場合、弊社はそのいずれに関しても責任がないものとします。
3. セミナー参加の結果として申込者が負うことになったいかなる代償・損失・損害に関しても、弊社の責任は無いものとします。
4. イベント中のお客様同士のトラブル、荷物の紛失については、弊社の責任は無いものとします。申込者の自己責任とします。

第 1 5 条

2. 申込者は、本商品の購入・参加、またはイベントへの参加に対して下した決断の結果について、弊社の責任は無いものとし、申込者自身が全責任を負うことに同意します。
3. 本契約の決断の結果として申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害についても弊社の責任は無いものとします。

第 1 6 条

本契約についての紛争が生じた場合、訴額の如何に関わらず、弊社の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに、弊社及び申込者は同意するものとします。